

○農林水産省令第 号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の十八第一号及び第五十四条の二第三項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

農林水産大臣 江藤 拓

農業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
(健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等) 第十三条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税その他利益に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「法人税等」という。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。 一（七）（略）	(健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等) 第十三条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。）の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。 一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、貸借対照表の評価・換算差額等（第九十八条第一項第二号に掲げる評価・換算差額等をいう。）の科目に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を控除した額 二 法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金の額 三 第三十一条第一項第三号に掲げる異常危険準備金の額 四 一般貸倒引当金の額 五 当該組合が有するその他有価証券（売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。））、満期保有目的の債券（満期まで所有する意図をもつて保有する債券（満期まで所有する意図をもつて取得したものに限る。）をいう。以下同じ。）及び子会社等（法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。）については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に農林水産大臣が定める率を乗じた額

2 (略)

(負債の部の区分)
第九十六条 (略)

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる負債 流動負債
イ ホ (略)

ヘ 未払法人税等 (法人税、地方法人税、住民税及び事業税の未払額のうち、貸借対照表日の翌日から起算して一年内に支払の期限が到来しないと認められるものを除いたものをいう。)
ト ヲ (略)

- 六 当該組合が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に農林水産大臣が定める率を乗じた額
七 その他前各号に準ずるものとして農林水産大臣が定めるものの額

2 前項第六号中「時価」とは、共済金等 (法第十一条の十八に規定する共済金等をいう。以下同じ。) の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した価額をいう。

(負債の部の区分)
第九十六条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。
この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 流動負債
二 固定負債

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

- 一 次に掲げる負債 流動負債
イ 支払手形 (通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。)
ロ 事業未払金 (通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。)
ハ 事業未精算債務 (受託販売事業に係る販売委託者に対する未精算の販売代金その他の事業上の未精算債務をいう。)
ニ 短期借入金 (一年内に返済されないと認められるものを除く。)
ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
ヘ 未払法人税等 (法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。)
ト 未払費用

二 次に掲げる負債 固定負債
イ・ロ (略)

- ハ 長期未払法人税等（法人税、地方法人税、住民税及び事業税の未払額のうち、前号へに掲げるもの以外のものをいう。）
ニ 繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）
ホ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号スに掲げるもの以外のもの
ヘ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ト その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

(税等)

第百十二条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

- 一 当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に關連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）

- チ 前受収益
リ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）
ス ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの
ル 資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）のうち、一年内に履行されると認められるもの
ヲ その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

- イ 長期借入金（前号二に掲げる借入金を除く。）
ロ 引当金（資産に係る引当金及び前号リに掲げる引当金を除く。）

(新設)

- ハ 繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）
ニ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ホ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるもの以外のもの
ヘ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

(税等)

第百十二条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

- 一 当該事業年度に係る法人税等

- 二 当該事業年度に係る国際最低課税額（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税その他当該国際最低課税額に関連する金額を課税標準として課される租税（以下「国際最低課税額に対する法人税等」という。）
- 三 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される第一号の法人税、住民税及び事業税の調整額をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる項目の金額は、同項第一号に掲げる項目の内容を示す名称を付した科目に含めて記載することができる。この場合においては、当該金額の重要性が乏しい場合を除き、当該金額を注記しなければならない。
- 3 前事業年度以前の事業年度に係る法人税、住民税及び事業税の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、第一項第一号及び第二号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同項第一号又は第二号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。
- （当期剰余金又は当期損失金）
- 第百十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。
- 一 税引前当期損益金額
- 二 前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付金額
- 三 前条第一項各号に掲げる項目の金額
- 四 前条第三項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは当該納付税額
- 2 前項の規定にかかわらず、当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を、当期損失金として表示しなければならない。

- （新設）
- 二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）
- （新設）
- 2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもつて表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。
- （当期剰余金又は当期損失金）
- 第百十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。
- 一 税引前当期損益金額
- 二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付金額
- 三 前条第一項各号に掲げる項目の金額
- 四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは当該納付税額
- 2 前項の規定にかかわらず、当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を、当期損失金として表示しなければならない。

別紙様式第3号(1) (第106条第3号関係)

第 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表
(農業協同組合連合会名)
(単位: 千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) 役員退職慰労引当金 <u>長期未払法人税等</u> 繰延税金負債 (略)	

(記載上の注意) (略)

別紙様式第3号(2) (第117条第3号関係)

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書
(農業協同組合連合会名)
(単位: 千円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	× × ×
<u>国際最低課税額に対する法人税等</u>	<u>× × ×</u>
法人税等調整額	× × ×
法人税等合計	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意) (略)

別紙様式第4号(2) (第117条第4号関係)

別紙様式第3号(1) (第106条第3号関係)

第 年度 (年 月 日現在) 貸借対照表
(農業協同組合連合会名)
(単位: 千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略) 役員退職慰労引当金 (新設) 繰延税金負債 (略)	

(記載上の注意) (略)

別紙様式第3号(2) (第117条第3号関係)

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書
(農業協同組合連合会名)
(単位: 千円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税 (新設)	× × × (新設)
法人税等調整額	× × ×
法人税等合計	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意) (略)

別紙様式第4号(2) (第117条第4号関係)

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書

(共済農業協同組合連合会名)
(単位: 百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	×××
国際最低課税額に対する法人税等	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
(略)	(略)

(記載上の注意) (略)

別紙様式第 8 号(2)(第202条第 5 項第 3 号関係)

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで)

農業協同組合連合会名
所在地

(略)

目 次 (略)

第 1 (略)

第 2 連結貸借対照表

第 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)	

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書

(共済農業協同組合連合会名)
(単位: 百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	×××
(新設)	(新設)
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
(略)	(略)

(記載上の注意) (略)

別紙様式第 8 号(2)(第202条第 5 項第 3 号関係)

(日本産業規格 A 4)

連 結 業 務 報 告 書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで)

農業協同組合連合会名
所在地

(略)

目 次 (略)

第 1 (略)

第 2 連結貸借対照表

第 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表

(単位: 千円)

科 目	金額	科 目	金額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
(略)		(略)	

		役員退職慰労引当金 長期未払法人税等 長期金銭債務 (略)	
--	--	--	--

(記載上の注意) (略)

第3 連結損益計算書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結損益計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
法人税等合計	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 法人税、住民税及び事業税の科目に記載する金額のうちに国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記すること。

第4～第6 (略)

別紙様式第9号(2)(第202条第5項第4号関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書
第 年度 (年 月 日から 年 月 日まで)
共済農業協同組合連合会名

		役員退職慰労引当金 (新設) 長期金銭債務 (略)	
--	--	------------------------------------	--

(記載上の注意) (略)

第3 連結損益計算書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結損益計算書

(単位: 千円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	× × ×
法人税等調整額	× × ×
法人税等合計	× × ×
(略)	(略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

(新設)

第4～第6 (略)

別紙様式第9号(2)(第202条第5項第4号関係)

(日本産業規格A4)

連 結 業 務 報 告 書
第 年度 (年 月 日から 年 月 日まで)
共済農業協同組合連合会名

所在地

(略)

目 次 (略)

第1・第2 (略)

第3 連結損益計算書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 法人税、住民税及び事業税の科目に記載する金額のうちに国際最低課税額に対する法人税等の金額がある場合において、当該国際最低課税額に対する法人税等に重要性があるときは、当該金額を注記すること。

第4～第6 (略)

別紙様式第10号(1)(第202条3項第5号関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで)

厚生農業協同組合連合会名

所在地

(略)

目 次 (略)

第1・第2 (略)

第3 連結損益計算書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
(略)	(略)
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
(略)	(略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

(新設)

第4～第6 (略)

別紙様式第10号(1)(第202条3項第5号関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

第 年度 (年 月 日から
年 月 日まで)

厚生農業協同組合連合会名

所在地	所在地
(略)	(略)
目 次 第 1 ～第10 (略) 第11 自己資本の基準の状況 (削る。) (削る。) 第12 員外利用の状況 <u>1</u> 医療事業 <u>2</u> 老人福祉事業 第13 (略) (記載上の注意) (略) 第 1 ～第13 (略)	目 次 第 1 ～第10 (略) 第11 自己資本の基準の状況 <u>1</u> 医療事業 <u>2</u> 老人福祉事業 第12 員外利用の状況 (新設) (新設) 第13 (略) (記載上の注意) (略) 第 1 ～第13 (略)

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和七年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和六年四月一日前に開始した事業年度に係る財務諸表については、なお従前の例による。